

宮崎県出会い・結婚応援ガイドライン

1 趣旨

本ガイドラインは、「みやざき出会い・結婚応援企業」募集要領（以下「募集要領」という。）2に規定するみやざき出会い・結婚応援企業が、結婚を希望する従業員及び利用者等を応援するに当たっての基本原則等について定めるものです。

2 目的

みやざき出会い・結婚応援企業において、結婚を希望する従業員及び利用者等が必要とする環境づくりを行ってもらうことなどにより、社会全体で出会いや結婚を希望する方を応援する気運を高めることを目的としています。

3 従業員及び利用者等の出会いや結婚を応援するための取組内容

取組は、4に定める留意事項を踏まえた上で実施いただくものとします。

例として次のような取組が考えられます。

【取組例】

- 社内メールなどでの「みやざき結婚サポートセンター」登録案内や、「縁結び応援団」が実施する結婚支援イベントの情報案内
- 店内に「みやざき結婚サポートセンター」のリーフレットを置くなど、施設利用者への結婚支援情報の提供
- その他、結婚、子育てしやすい職場環境の整備の推進

4 留意事項

結婚を希望する従業員及び利用者等を応援するに当たっては、下記の基本的な考え方を踏まえ、特定の価値観の押し付けや、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント（以下、あわせて「ハラスメント」という。）が発生しないよう十分に留意してください。

【基本的な考え方】

- 個人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないこと。
- 結婚を希望する人が支援を必要としているとは限らず、誰から、どのような内容の支援を受けたいかについては様々であること。
- 結婚につながる活動に対する支援を苦痛と捉える人もいること。
- 企業・団体の実情（立地、男女比、職場環境等）は多様であり、従業員及び利用者等の結婚支援に取り組むに当たっては、個の侵害に当たるようなものは厳に慎む前提に立った上で、自社等において実施可能な範囲を判断していただく必要があること。

○社内に設けられたハラスメント等の相談窓口担当者等の助言を得ながら実施することが望ましいこと。

○次のような言動・行動はハラスメントと捉えられ得るため、慎むべきであること。

(ハラスメントに該当し得る言動・行動例)

- ・恋愛経験や、交際相手の有無について繰り返し尋ねる。
- ・結婚はまだかと繰り返し尋ねる。
- ・結婚をしない理由を尋ねる。
- ・「男性は結婚して一人前である」、「女性は早く結婚しなさい」など固定的性別役割分担意識が表れた言動。
- ・特に結婚につながる活動に関する情報等を望んでいない従業員等に対し、個別に情報案内やあっせんを配慮なく行う。
- ・結婚につながる活動をしている従業員等に対して、活動の結果等を根掘り葉掘り尋ねたり、活動をしていることを第三者に言いふらしたり、からかいの対象とする。

※ 上記はあくまで例示であり、ハラスメントに当たるか否かは、自らの判断によって決まるのではなく、相手が不快に感じるかで決まるものです。